

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の 届出について

平成26年10月22日
北陸電力株式会社

当社は、本日（10月22日）、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画^{※1}」を
内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ましたので、お知らせします。

当社は、「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」（以下「計画」という。）
の修正について、石川県、志賀町及び富山県との協議^{※2}が終了したことから、本日（10
月22日）原子力災害対策特別措置法第7条第3項^{※3}の規定に基づき、内閣総理大臣及び
原子力規制委員会へ届出しました。

当社としては、引き続き、原子力防災体制及び緊急時対応の継続的改善に取り組むと
ともに、志賀原子力発電所の安全確保に万全を期してまいります。

以 上

添付資料 「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

※1 原子力事業者防災業務計画

原災法第7条第1項に基づき、志賀原子力発電所における原子力災害予防対策、緊急事態
応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害
の復旧を図るために必要な業務を定めた計画。

※2 石川県、志賀町及び富山県との協議

原災法第7条第2項において、原子力事業者は、計画を修正しようとするときは、修正し
ようとする日の60日前までに、原子力事業者の所在都道府県（石川県）、所在市町村（志賀
町）及び関係周辺都道府県（富山県）に計画の案を提出して協議しなければならないことを
規定。

※3 計画の届出

原災法第7条第3項において、原子力事業者は、計画を修正したときは、速やかに内閣総
理大臣及び原子力規制委員会に届出しなければならないことを規定。

「志賀原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」修正の要旨について

【計画の主な修正内容】

- 緊急時活動レベル(EAL)に関する変更
 - －「警戒事態の事象発生連絡」様式の追加等
- オフサイトセンター派遣者に関する変更
 - －合同対策協議会への派遣者候補の追加
 - －派遣元となる発電所機能班の変更
- 原子力防災組織の体制見直しに係る変更
 - －副原子力防災管理者の原子力防災管理者代行順位の変更
 - －総務班長の職位の変更

(参考 原子力事業者防災業務計画の主な内容)

項目	主な内容
第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的, 基本構想, 計画の運用と修正及び定義
第2章 原子力災害予防対策 の実施	原子力防災組織の設置, 原子力災害の情勢に応じた原子力防災体制の整備, 通報や業務に必要な設備及び資機材の整備, 原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施, 国・地方公共団体・地元防災関係機関との連携 等
第3章 緊急事態応急対策等 の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報, 本部の設置, 原子力事業所災害対策支援拠点の設置, 応急措置(応急復旧, 原子力災害の発生又は拡大の防止, 原子力緊急事態支援組織との連携, オフサイトセンター等への原子力防災要員等の派遣など)の実施等
第4章 原子力災害事後対策	発電所の復旧対策, 行政機関等への原子力防災要員等の派遣等
第5章 その他	他の原子力事業者への協力